

# 北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)  
4月14日(水曜日)

第6260号

## 目次

教育委員会規則	
○北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則	1
告示	
○教育職員免許状の失効について	5
○公印の廃止について	6
○公印の作成について	7
○教育職員免許状の失効について	7

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第9号)

##### 1 趣旨

令和3年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 北海道深川西高等学校ほか14校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普通科	240	160	80
北海道恵庭北高等学校	全日制の課程	普通科	280	200	80
北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道美瑛高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道中標津高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道標津高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道砂川高等学校ほか7校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道岩内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	280	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道伊達開来高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	240	200	40
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40
北海道江差高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	280	40
北海道留萌高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道音更高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	400	360	40

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和3年4月14日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

**北海道教育委員会規則第9号**

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道砂川高等学校の項中

普通科	280	/	280
-----	-----	---	-----

を

「

普通科	240	/	240
-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道深川西高等学校の項中

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	80	120	120	/	320
-----	----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道栗山高等学校の項中

普通科	80	80	40	/	200
-----	----	----	----	---	-----

を

「

普通科	40	80	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌南陵高等学校の項中

普通科	160	160	160	/	480
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	120	160	160	/	440
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌東豊高等学校の項中

普通科	160	160	240	/	560
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	120	160	240	/	520
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌あすかぜ高等学校の項中

普通科	240	240	320	/	800
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	160	240	320	/	720
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道恵庭北高等学校の項中

普通科	280	280	280	/	840
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	200	280	280	/	760
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道北広島西高等学校の項中

普通科	280	280	320	/	880
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

「

普通科	240	280	320	/	840
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道岩内高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	/
-----	---

普通科	320	/	320
-----	-----	---	-----

を

普通科	280	/	280
-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道余市紅志高等学校の項中

総合学科	240	/	240
------	-----	---	-----

を

総合学科	200	/	200
------	-----	---	-----

に改め、

同表北海道伊達開来高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の

項中

普通科	240	/	240
-----	-----	---	-----

を

普通科	200	/	200
-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道森高等学校の項中

総合学科	200	/	200
------	-----	---	-----

を

総合学科	160	/	160
------	-----	---	-----

に改め、

同表北海道江差高等学校の項中

普通科	320	/	320
-----	-----	---	-----

を

普通科	280	/	280
-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道美瑛高等学校の項中

普通科	80	40	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	40	80	/	160
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道留萌高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	440	/	440
-----	-----	---	-----

を

普通科	400	/	400
-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道天塩高等学校の項中

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道美幌高等学校の項中

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道湧別高等学校の項中	普通科	80	80	80				240	を
	普通科	40	80	80				200	に改め、
同表北海道音更高等学校の項中	普通科					400			を
	普通科							360	に改め、
同表北海道広尾高等学校の項中	普通科	80	80	80				240	を
	普通科	40	80	80				200	に改め、
同表北海道本別高等学校の項中	普通科	80	40	40				160	を
	普通科	40	40	40				120	に改め、
同表北海道中標津高等学校の項中	普通科	160	160	160				480	を
	普通科	120	160	160				440	に改め、
同表北海道標津高等学校の項中	普通科	80	40	80				200	を
	普通科	40	40	80				160	に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第23号**

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和3年4月14日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

氏 名	片 山 育 男	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授 与 年 月 日	授 与 権 者
小学校教諭1種免許状	平6小1第680号		
中学校教諭1種免許状	平6中1第1084号		


( 社 会 )		平成7年3月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 ( 公 民 )	平6高1第1967号		
養護学校教諭2種免許状	平6養2第75号		
失 効 年 月 日	令和3年3月18日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当		
氏 名	木村正博	本籍地	千葉県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 ( 数 学 )	平4中1第23378号	平成4年3月31日	東京都教育委員会
中学校教諭1種免許状 ( 社 会 )	平19中一種第0041号	平成19年8月3日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 ( 数 学 )	平4高1第24363号	平成4年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状 ( 地 理 歴 史 )	平19高一種第0062号	平成19年8月3日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 ( 公 民 )	平19高一種第0063号		
失 効 年 月 日	令和3年3月18日		
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第3号該当		



北海道教育委員会告示第24号

次の公印を、令和3年3月31日限りで廃止した。

令和3年4月14日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

公印の種別	規格	印影
北海道函館五稜郭支援学校の印	45mm平方	

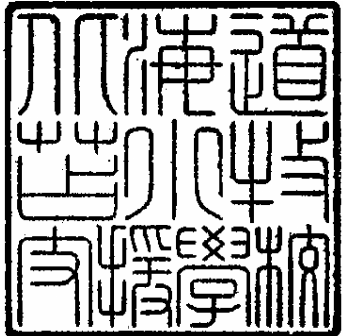


北海道函館五稜郭支援学校の印	30mm平方	
北海道函館五稜郭支援学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第25号

次の公印を作成し、令和3年4月1日その使用を開始した。

令和3年4月14日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

公印の種別	規格	印影
北海道苫小牧支援学校の印の印	45mm平方	
北海道苫小牧支援学校の印	30mm平方	
北海道苫小牧支援学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第26号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和3年4月14日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

氏名	清原 薫	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (社会)	昭55中1普第173号	昭和55年3月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (社会)	昭55高2普第171号		
高等学校教諭専修免許状 (公民)	平16高専修第0055号	平成16年4月1日	
失効年月日	令和3年3月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当		

